第三十条の次に次の一条を加える。

（溶接検査実施要領書）

第三十条の二　原子力規制委員会は、第二十八条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十七条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2　原子力規制委員会は、第三十条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三十一条中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十三条第三項中「及び写し一通」を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条　削除

第三十七条の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第五十一条の十第三項において準用する法第十八条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項を削る。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条　削除

第四十二条中「、法第五十一条の十一」を削り、同条に次の一項を加える。

2　法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の提出部数は、正本一通とする。

第六十三条第四項中「及び写し一通」を削る。

第六十六条第三項及び第九十一条第二項中「正本及び写し各一通」を「正本一通」に改める。

第九十二条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

様式第五表面中「第68条第７項」を「第68条第６項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏　　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第３項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第６項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の４第１項、第28条の２第１項、第43条の３の13第１項、第43条の10第１項、第46条の２第１項、第51条の９第１項若しくは第55条の３第１項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第16条の２第１項、第16条の３第１項、第16条の４第１項、第16条の５第１項、第22条第５項、第27条第１項、第28条第１項、第28条の２第１項、第29条第１項、第37条第５項、第43条の３の９第１項、第43条の３の10第１項、第43条の３の11第１項、第43条の３の12第１項、第43条の３の13第１項、第43条の３の15、第43条の３の16第１項、第43条の３の24第５項、第43条の３の31第１項、第43条の８第１項、第43条の９第１項、第43条の10第１項、第43条の11第１項、第43条の20第５項、第43条の26の３第１項、第45条第１項、第46条第１項、第46条の２第１項、第46条の２の３第１項、第50条第５項、第51条の７第１項、第51条の８第１項、第51条の９第１項、第51条の10第１項及び第51条の18第５項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　原子力規制委員会は、第１項の規定による立入検査のほか、第62条第１項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5　（略）

6　前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7　第１項から第５項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15　（略）

第78条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一　第68条第１項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の３第１項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第５項、第６項、第８項及び第９項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第２項から第５項まで又は第８項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　第78条第１号、第２号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第３号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第４号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第６号、第７号、第８号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第８号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の３から第13号の７まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の２（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の２から第27号の４まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）　１億円以下の罰金刑

三　第77条（第１号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

（原子力規制庁組織規則の一部改正）

第二十一条　原子力規制庁組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力規制委員会組織規則